

〔１〕【被扶養者資格条件の概要】

お持ちでない方は、各事業所総務・勤労課、又はクボタ健康保険組合までお問い合わせください。



ホームページからも
ダウンロード可

被保険者と同居・別居を問わない人	被保険者と同居していることが条件の人
① 配偶者（内縁関係でもよい）	⑤ 被保険者の伯(叔)父、伯(叔)母、甥、姪などとその配偶者
② 子、孫	⑥ 被保険者の配偶者の父母、連れ子
③ 父母、祖父母などの直系尊属	⑦ ①～⑥以外の三親等内の親族
④ 兄、姉、弟、妹	

注) 75 歳以上の方 (65 歳以上で障害認定を受けている方) は、後期高齢者医療制度の対象となり、被扶養者にはなりません。

生計維持関係とは、被扶養者(家族)の生活費の半分以上を被保険者(本人)が負担している状態であり、収入基準は、次のようになります。

同居の場合		別居の場合	
60 歳未満	60 歳以上 または 障害年金受給者	60 歳未満	60 歳以上 または 障害年金受給者
年収 1 3 0 万円未満	年収 1 8 0 万円未満	年収 1 3 0 万円未満	年収 1 8 0 万円未満
かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること		かつ被保険者の仕送り額より少ないこと	

- ・給与収入だけではなく、通勤交通費、雇用保険の失業給付、健康保険の出産手当金、各種年金（遺族・障害含む）、個人事業収入等も「収入」です。
- ・自営業収入、不動産、投資、利子の収入は、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）を差し引いたものです。※経費について詳しくは健保のホームページを必ずご確認ください。「自営業者の認定について」
- ・健康保険法上の収入額は、税法上の定義とは異なります。

毎月定期的に仕送りをしていることが必要です。

- ・下限額（１人の場合５万円／月、２人の場合９万円／月）以上であること、尚且つその家族の収入額より多い金額を仕送りしていることが条件となります。
- ・仕送りは手渡し不可です。振込・通帳の写しのいずれか（第三者が見て分かる仕送り証明）が必要です。

※今回の扶養調査では、振込日が令和2年9月～12月までの4ヶ月分の仕送り証明書を調査票に添付してください。

※令和1年10月以降の認定の方で健保に仕送り誓約書を提出された方は、認定月の翌月から令和2年12月までの全ての仕送り証明書を調査票に添付してください。

〔2〕【扶養調査における注意事項】

1. 調査票の記入について

調査票記入日現在が無職・収入なしであり、「課税・非課税証明書」や「所得証明書」を添付される方で、前年の給与収入が記載されている場合は、調査票の表面の備考欄に必ず退職日をご記入下さい。
尚、在職時に収入超過していた場合は、必ず退職日がわかる書類をご提出下さい。

2. 必要添付書類について

① 給与明細書(写)

調査票記入日現在、給与収入がある方は、必ず令和2年9月～12月の分をご提出下さい。
「見込み」金額が記載されたものは不可です。

② 年金の受給証明(写)

- ・ 令和2年に交付された最新のもので、氏名が記載されているものをご提出下さい。
(前年の受給額を示すものは不可です。)
- ・ 調査票記入日現在が無職の方でも年金を受給されている場合は、無職＝無収入ではありませんので、「年金振込(改定)通知書」もしくは「公的年金等の源泉徴収票」をご提出下さい。
(「課税・非課税証明書」や「所得証明書」は前年の収入が記載されておりますので、調査対象年の年金収入の証明となりません。)

③ 確定申告書類

- ・ 必要経費として申告しているものが、収入から差し引くべきものか判断しますので、「収支内訳書」も添付して下さい。
- ・ 税務署の受付印があるもの（電子申請は受理日時の記載があるもの）をご提出下さい。
- ・ 直接的必要経費として申告する経費がある場合、「直接的必要経費申告書」と「証憑書類」の添付が必要です。

④ 住民票

- ・ 必ず被保険者と対象被扶養者の住所・続柄が記載されたものをご提出下さい。続柄省略は不可です。
- ・ 個人番号(マイナンバー)の記載が無いものをご提出下さい。

⑤ 仕送り証明

- ・ 振込日が令和2年9月～12月の分を必ずご提出下さい。
(令和3年1月からのものは不可です。)
但し、令和1年10月以降の認定で、仕送りが必要な被扶養者(仕送り誓約書を健保へ提出された方)は振込日が認定月の翌月～令和2年12月までの仕送り証明書を添付してください。
- ・ 現金手渡しは不可です。振込・通帳の写し等のうちいずれか、第三者が見て、いつ、誰から誰へ、いくら送金されているかが分かる証明をご提出下さい。

3. 仕送り不足による喪失後の再認定

今回の扶養調査においては、喪失後12月以降の仕送り証明書4ヶ月分と仕送り誓約書(原本)が必要です。